

## 広島県訓令第十二号

農 林 水 産 局

農業共済組合検査規程を次のように定める。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 農業共済組合検査規程

農業共済団体等検査規程（昭和二十九年広島県訓令第三十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。

（検査の目的）

第二条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって農業災害補償制度（以下「制度」という。）における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。

（検査の視点）

第三条 検査の視点は、次のとおりとする。

一 合法性

定款、共済規程等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程等（以下「法令等」という。）の遵守状況を検討する。

二 合目的性

法第一条の規定及び定款等において組合が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

三 合理性

業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。  
（検査により達成すべき事項）

第四条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。

一 不正、不当行為等の防止及びその是正

法令等に対する違反の有無を検討することにより、運営当事者を常に緊張自省させ、不正、不当行為又は誤びゅうの発生を未然に防止するとともに、現に発生している事項については、速やかにその是正を図り、それによって被る組合の損害と信用の低下を最小限にとどめさせる。

二 事業運営の適正化及び法令等遵守意識の高揚

検査を通じて組合の事業運営の実態を把握して、制度の趣旨に適合するよう運営について指導するとともに、組合の役員及び職員の事業運営に対する意欲と法令等遵守意識の高揚を助長する。

### 三 行政資料への活用

検査を通じて得られた資料は、守秘義務にも留意しつつ、一般農林水産行政の資料として、その活用を図る。

(常例検査及び年間検査計画等の作成)

第五条 常例検査は、法第百四十二条の三の規定に基づき、すべての組合について毎年一回実施しなければならない。

2 知事は、年度当初に、年間検査計画及び当該年度における検査重点事項を作成する。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合の組合員（以下「組合員」という。）から検査の請求があった場合は、この限りでない。

(検査事項)

第六条 検査は、組合の業務及び会計のすべてについて行うものとする。

(検査の場所と方法)

第七条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び組合の役員又は職員からの説明の聴取の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

(検査基準日)

第八条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、当該検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(検査の範囲)

第九条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までに行う。ただし、特に必要があると認められるときは、過年度及び検査基準日後についても行うことができる。

(執務時間内検査の原則)

第十条 検査は、組合の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、組合の理事（以下「理事」という。）その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。  
(無通告検査の実施)

第十一条 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(検査員)

第十二条 検査は、知事が命令した職員（以下「検査員」という。）二人以上が一組になっ  
て行うものとする。

2 検査に当たっては、検査員の中から一人を当該検査の責任者（以下「検査責任者」という。）として選定するものとする。

3 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明

を行うに当たって、常に公平不偏の態度を保持しなければならない。

4 検査員は、組合の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

5 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

(検査命令書等の交付及び提示)

第十三条 知事は、検査員に別記様式による検査命令書及び農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条の規定による身分証明書を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする。

(検査の立会い)

第十四条 検査に当たっては、理事その他の責任者一人以上及び組合の監事（以下「監事」という。）を立ち会わせて行うものとする。

(私物検査の制限)

第十五条 検査員は、組合の役員及び職員の私物について、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先その他の照査)

第十六条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、取引先、退任若しくは退職した組合の役員若しくは職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めるものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第十七条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(検査講評)

第十八条 検査員は、検査を終了するに際して、直ちに改善に着手できるよう、また、組合関係者に無用の不安を与えることがないように、理事その他の責任者及び監事に対し、口頭をもって検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事からそれについての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第十九条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、検査終了後速やかに、法令等に違反している事項又は組合の運営上是正若しく

は改善の必要があると認められる事項を記載した検査書を作成し、これを理事に交付するとともに、当該検査書に記載された事項に関する見解と今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるものとする。

3 前項の回答書には、当該回答書について協議決定した組合の理事会の議事録の謄本又は抄本及び監事全員の意見書の添付を求めるものとする。

4 知事は、法第四百二十二条の四の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を記載した書類を交付するものとする。

(守秘義務)


第二十条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(別記)

様式 (第13条関係)

指令第 号	検 査 命 令 書
	職 名 氏 名
	検査責任者 ○○○○○ ○○○○○
	○○○○○ ○○○○○
	○○○○○ ○○○○○
	○○○○○ ○○○○○
	○○○○○ ○○○○○
	○○○○○ ○○○○○
	農業災害補償法第142条の〇の規定による検査を、○○農業共済組合に対し、平成 年 月 日までに実施することを命じます。
	平成 年 月 日
	広島県知事 

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。